

## 京都大学医学部附属病院規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第11条 病院に、<u>探索医療センター</u>、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、<u>治験管理センター</u>、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬業務センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター及びiPS細胞臨床開発部を置く。</p> <p>2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第11条 病院に、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬業務センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター、<u>iPS細胞臨床開発部及び臨床研究総合センター</u>を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>